

エコアクション 2.1 地域判定委員会規程(改訂版)

エコアクション 2.1 地域事務局
上越環境科学センター

エコアクション 2.1 認証・登録制度実施要領 1. 2 に規定するエコアクション 2.1 地域判定委員会（以下「地域判定委員会」という。）の所掌事務などは、次のとおりとする。

（所掌事項）

第 1 条 地域判定委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 受審事業者のエコアクション 2.1 認証・登録の可否
- (2) エコアクション 2.1 審査人の審査結果に対する異議
- (3) 受審事業者のエコアクション 2.1 認証・登録の可否に対する異議
- (4) その他事業者のエコアクション 2.1 認証・登録に関する事項

（構成及び委員の委嘱）

第 2 条 地域判定委員会は、必要に応じて複数設置し、一つの委員会は 3 名をもって構成する。地域判定委員会の委員は次に掲げる者などのうちから、財団法人上越環境科学センター理事長が委嘱する。

- (1) 事業者の環境への取組などに関する専門家又は学識者

（委員の任期）

第 3 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。再任は、この場合であっても原則として連続して 10 年を超えないものとする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第 4 条 委員の互選により、委員長を選出する。

- 2 委員長は、委員会を統轄する。
- 3 委員長にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員長代理が、これを代行する。

（地域判定委員会の開催）

第 5 条 地域判定委員会は、財団法人上越環境科学センター理事長が招集し、委員長はその議長を務める。

- 2 地域判定委員会は、必要に応じて開催するものとする。

（会議の定足数及び議決数）

第 6 条 会議は、これを構成する委員の 2 / 3 以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 会議の議決は、全会一致を原則とする。

（規程の改廃）

第 7 条 本規程は、地域運営委員会において、委員の 2 / 3 以上の賛成によって改廃できるものとする。

（附則）

- 1 平成 17 年 4 月 25 日 制定施行
- 2 平成 20 年 3 月 11 日 一部改訂**